

議案第 43 号

杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

管理職手当の支給額を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則（平成 1 9 年杉並区教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表副校長及び教頭の項中「8 0， 7 0 0 円」を「8 5， 7 0 0 円」に、「5 9， 2 0 0 円」を「6 2， 9 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支給範囲	支給額		支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
副校長及び教頭	<u>85,700円</u>	<u>62,900円</u>	副校長及び教頭	<u>80,700円</u>	<u>59,200円</u>